

木津川市公告第 1 1 5 号

高速通信回線整備事業について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 2 5 日

木津川市長 河井 規子

1 業務概要

(1) 業務名

木津川市高速通信回線整備事業

(2) 業務内容

別紙「高速通信回線整備事業仕様書」（以下「仕様書」という。）
に示す。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで。

(4) 提案上限額

44,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 京都府知事又は木津川市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態(会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手

続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。

- (4) 国税又は木津川市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 木津川市暴力団排除条例(平成24年条例第36条)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) (1)～(6)までは、協力会社についても同様とする。
- (8) 地方公共団体または中央省庁において、類似事業の実績があること。
- (9) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者に限る。
- (10) 提案するサービスについては木津川市が今後サービスを利用する上で、関係する法律、府条例、市条例、要綱等に定める事務を処理する機能を有し、業務を滞りなく運営できるサービスであること。

3 参加申込みの手続き等

3.1 配布期間及び配布方法

(1) 配布資料

- ・木津川市高速通信回線整備事業仕様書
- ・木津川市高速通信回線整備事業公募型プロポーザル実施要領

(2) 配布期間

令和4年7月25日(月)から令和4年8月5日(金)15時

(3) 配布方法

本市ホームページからダウンロードすること。

3.2 提出方法

郵送又は直接持参に限る。

3.3 受付期間

令和4年7月25日（月）から令和4年8月5日（金）15時

受付は午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。令和4年8月5日（金）は15時まで。）

3.4 提出先

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

木津川市マチオモイ部学研企画課デジタル戦略室

TEL : 0774-75-1201

FAX : 0774-75-2701

Mail : digital@city.kizugawa.lg.jp